

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
計画全体に関する意見					
1		計画全体	行政の姿勢が「他人事」のような感じを受ける。計画自体を行政が「自分のもの」にできていないのではないかと。	原案どおり	環境教育・学習を推進するためには、行政だけでなく、市民・市民団体・学校等・事業者も含めた各主体が主体的に取り組むことが必要であり、さらに、共働・連携の取組を広げていくことが大切です。そのため、行政が展開していく施策の方向性を第4章に記載しています。行政が率先して環境保全活動を実践することはもちろんですが、行政として各主体の取組を支援・促進するとともに、各主体の取組を結び付ける施策を実施してまいります。
2		計画全体	環境局にはアイデアをもっと活かしてほしいし頑張ってもらいたい。そのために可能な限り協力していきたい。	原案どおり	環境教育・学習を推進するためには、行政だけでなく、市民・市民団体・学校等・事業者も含めた各主体が主体的に取り組むことが必要であり、さらに、共働・連携の取組を広げていくことが大切です。学校現場のみならずとも共働・連携を図りながら、一緒に環境教育・学習に取り組んでまいりたいと考えております。
3		計画全体	環境に対する取組みは「楽しく」やるのが重要。しかし、行政の姿勢は取り組む人たちの勇気を削いだり、楽しくすることを阻んだりする傾向にあるように感じられる。 例えば、各種の補助金も行政の都合が優先され、そのお金が有効に使用されたり、やっている人が楽しくなったりすることは重視されていないように思われる。 行政としては、本計画において、市民が是非ともやりたくなるように、そして楽しくなるような配慮を心よりお願いしたい。	原案どおり(個別施策での検討)	本市では、「環境フェスティバルふくおか」をはじめ、市民の皆様が楽しみながら参加・体験できるイベント等を実施しております。 日頃から環境活動に取り組まれている方々以外の方々にも広く関心を持ってもらうため、また、環境活動に取り組まれている方々にもさらに継続して取り組んでいただけるよう、個別の施策の実施に当たっては、「楽しさ」につなげていくことを意識して各取組を推進するとともに、市民団体等の自主的な活動を支援してまいります。
4		計画全体	原案を熟読させていただいたところ、原案の骨子については、非のうちどころは全くなく、ごもっともとうなずく次第である。	原案どおり	本計画に基づき、着実に環境教育・学習を推進してまいります。
5		計画全体	現在、介護予防のデイサービスを利用させていただき、西区の能古島にある清和園に行っているが、その折の市営の渡船につき、動力を油(ガソリン等)に頼っていることに不満がある。CO ₂ は出すわ、博多湾の表面に油膜を張って汚してしまうわなので、これを自然エネルギーの風力を採用してはと渡船を利用する度に思うものである。	原案どおり(個別施策での検討)	本市では、「福岡市環境・エネルギー戦略」を定め、再生可能エネルギーの導入促進等に取り組んでいます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
6		計画全体	生命の循環の頂点にいる人間は他の生物を助ける必要がある。そうでなくても、人間は食物の連鎖においても、生命の循環を壊すことはできない生命体である。この事を大切にする余り、生態系の調査報告に「環境直接支払」なる制度を実施されているが、この制度を実施する前に、原発から放射される放射能や核物質の廃棄物より出る各種放射線によって、人間は勿論のこと、生態系自体に多大な影響を及ぼし、生態系が変わってしまうかもしれない事態を一日も早く元に戻す為に、原因である原発を無くす事に力を注がなくては、人間と自然との生態系自体に危険信号がともっている現状である。 環境問題を考える前に、生命体の頂点の人間が招いたこのような事態より、早く退却しなければ自然が壊れてしまい、人間自体にも何世代にも渡って放射能の影響から抜け出せない事態である。人間にも自然にも危険な原発を無くすことに環境政策者は優先的に取り組むべきである。人間の発明した核を使わずに自然エネルギーに代えること、これは自然と、自然の頂点に立つ人間に課せられた宿題である。 人間は自然に回帰して自然と共に生きるべきである。自然＝自由、人間がこのクサビから解放されるのは、自然に立ち戻ることである。自然＝自ら、しかし、自由＝自ら、〇〇による。生命を誕生させた太陽エネルギーに頼ればよい。そうでなくても生命＝太陽エネルギーの移行過程であるから、自然と共に生きてはじめて人間は自由を獲得するのである。	原案どおり	ご意見につきましては、本計画では検討の対象としておりません。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
7		計画全体	「生物多様性ふくおか戦略」の最初の10年目を取り組んでいるのであるから、もう少し生物多様性についての文言が入った記述があって良い。	原案どおり	生物多様性に関しましては、72頁に記載の「生物多様性を考えるトーク・カフェ」をはじめ、市民の皆様へ広く普及・啓発を図ります。成果指標としても、83頁に記載のとおり、「生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合」を掲げています。 本計画は環境のあらゆる分野に関する環境教育・学習の推進を図るものであり、「生物多様性」という文言を使用していない箇所につきましても、23頁の「学ぶ」における博多湾の環境に関する記載や、66頁の「地域の特性を活かしたプログラムや地域の課題や魅力への気づきにつながるプログラムなどを提供」の取組みにつきましても、生物多様性の視点を含むものです。
8		計画全体	原子力エネルギーについての欄がない。	原案どおり	ご意見につきましては、本計画では検討の対象としておりません。
9		計画全体	小学校3年、4年対象の教育の一環として環境局から冊子をいただいているが、年々よくなっていて、毎年いただけるのが楽しみ。	原案どおり(個別施策での検討)	本市では、小学校4年生、5年生を対象に環境副読本を作成し、市内全小学校へ配布しております。今後も、学校等における環境教育・学習を支援・促進するため、学校等で活用できる学習のツールや教材等を充実してまいります。
10		計画全体	福岡市は経済特区に認定されたので、その事実とうまくからめて何かできないか。	原案どおり(個別施策での検討)	環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
11		計画全体	都市における緑地化の指標に環境局の意見がもっと反映されるようになってほしい。	原案どおり(個別施策での検討)	環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
12		計画全体	福岡市で道路を一本通すにも環境からの視点をたくさん取り入れてほしい。	原案どおり(個別施策での検討)	環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
13		計画全体	「環境教育・学習計画」原案ということで、各所での活動はある程度丁寧に述べてはいるが、それらに対する費用(どれだけ無駄に費用を費やしているのか、またこれらの余分な出費が減れば何ができるのか 等々)の詳細が見えない。「教育・学習」ということであれば、小中高でも教材として有効に利用できるはず。子供のころからコスト意識(経済活動)を持たせるべきではないか。 一般的に、直接、「懐が痛まないのであれば」みんな寛容である。行政負担(税金)は詳細に把握できているはず。ごみの出し方一つにおいても、具体的に、詳細に金額が出るのではないか。 経済白書の類もあるかとは思いますが、「環境」という時の「コスト(費用)」の意識をわかりやすく、平易に、市民に知らしめるべきではないか。	原案どおり(個別施策での検討)	69頁に記載のとおり、既存の環境教育・学習施設やささまざまなメディアを利用して、本市をはじめとした環境に関する正確で最新の情報を発信し、学ぶ機会を充実することが必要と考えています。 ご意見のとおり、「環境」に附随する「コスト」も環境教育・学習につながる情報であると考えます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。

「第1章 計画の策定にあたって」に関する意見

14	2~3	第1章-1 計画策定の趣旨	計画の策定にあたって、福岡市環境基本計画(第3次)の展開の中で「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのいのちつなぐまちづくりを進めるための「環境教育・学習計画」を立案したものと理解する。この繋がりを強調し発展させるためにも、「分野横断型施策：人づくり・地域づくり・しくみづくり」が喫緊の課題である。	原案どおり(記載済み)	ご意見のとおり、福岡市環境基本計画(第三次)の分野横断型施策の重要性を踏まえ、8頁に記載のとおり、「環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり」を環境教育・学習の取組みの視点として掲げております。また、54頁以降の第4章においても、「人づくり・地域づくり」、「しくみづくり」につながる施策を多く掲載しており、分野横断型の施策を推進していく計画となっております。
----	-----	------------------	---	-------------	---

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
15	2~3	第1章-1 計画策定の趣旨	「生物多様性ふくおか戦略」や「福岡市環境基本計画(第三次)」において、「生物多様性の認識の社会への浸透」が施策の方向性として位置づけられている。また、本計画においても、「生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合」が成果指標として用いられている(83頁)。このように、本計画は、生物多様性という概念を広く一般市民に浸透させていくうえで、非常に重要な計画であると考えられる。このため、計画策定の趣旨の中に、生物多様性概念のより一層の社会への浸透を積極的に盛り込んでよいのではないか。	原案どおり(個別施策での検討)	本計画は、策定の趣旨として生物多様性について特筆はしてはおりませんが、環境のあらゆる分野に関する環境教育・学習の推進を図る計画として、ご意見のとおり、環境教育・学習を推進する中で、生物多様性の市民への浸透につきましてでも推進してまいります。
16	2~3	第1章-1 計画策定の趣旨	環境＝「いのち」をキーワードによりよい環境づくりが必要ということを、すべての市民が気づき、貢献できるように、すべての世代の市民向け環境教育計画を策定すべき。	原案どおり(記載済み)	ご意見のとおり、「いのち」は本計画の重要なキーワードとなっています。環境教育・学習は、あらゆる世代・対象に応じて展開することが必要であり、市民はもちろん、様々な主体に対して本計画の周知を図り、各主体が本計画の内容を共有しながら環境教育の取組みを進めることで、「未来へのちつなぐまち」の実現を目指してまいります。
17	3	第1章-1 計画策定の趣旨	3頁の「●以上を踏まえ、～」の前段として環境政策に関する大まかな流れが書いてあるが、「環境教育・学習」という視点から見たときに、どのような背景があって、どのような問題意識をもって見直しに至ったのかといったことも少し書いてよいのではないか。	意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3頁の「(「快適で良好な生活環境のまち」「市民がふれあう自然共生のまち」「資源を活かす循環のまち」「未来につなぐ低炭素のまち)」の後に、「これらの各分野のまちづくりを着実に進めるとともに、分野間相互の連携により、相乗的な効果を引き出すことが重要です。」の記述を追加しました。
18	3	第1章-1 計画策定の趣旨	豊かな自然がどこをさすのか具体的なイメージができない。(原案の中で具体的な場所を記載するともっとわかりやすい。)	原案どおり	本市が、北に博多湾や玄界灘、南に脊振・三郡山系など海と山に囲まれ、これらを多々良川や室見川など幾筋もの川がつなぐ、豊かな自然に恵まれたまちであることを踏まえ、めざすまちの姿の中で「豊かな自然」と表現しており、ご意見を踏まえ、資料集の中で説明を加えます。 また、本市を取り巻く自然環境については「生物多様性ふくおか戦略」に詳しく記載しており、資料編の24・25頁には、本市の公園・緑地等の分布や自然レクリエーションが行われている主な場所についても掲載しています。
19	4~5	第1章-2 環境教育・学習の意義	ESDについてわかりやすく書いてある。	原案どおり	「ESD」を冠していなくても、持続可能な社会の実現に向けた取組みは多くあります。環境教育・学習を推進することで、地域や世代を超えて環境に対する想いやより良い環境をつないでいくことが、持続可能な社会、即ち福岡市が目指す「未来へのちつなぐまち」の実現につながるものと考えています。
20	4~5	第1章-3 環境教育・学習の意義	本章では、環境教育・学習の定義の説明のあと、環境教育には目標段階があること、近年の動向として「持続可能な開発のための教育(ESD)」という考え方が主流になっていることが詳細に述べられている。 一方で、本題である環境教育・学習の意義については、5頁(11行目)以降で「いのち」という観点からの意義が説明されていますが、前段で多くの文面を割いているESDとのつながりが分かりづらい感じがする。 例えば、人間と他の生物は互いにつながりを持って生きており、互いを尊重する心を育てる環境教育・学習は、国境を越えて影響を及ぼしあう地球規模の環境問題、異文化衝突といった社会問題、貧富格差の問題など、互いを尊重し、広い視野を持って取り組むべき問題にアプローチするうえで、必要不可欠な取り組みである点を述べるなど、持続可能な開発を実現する上での意義を簡潔に述べる必要がある。 5頁(18行目)以降は福岡市の理想が述べられているが、やや抽象的な表現で締めくくっていることもあり、読後感として、本題である「環境教育・学習の意義」が漠然としていて、よく分からない印象を受けた。	意見を踏まえ修正	環境教育・学習を推進することで、地域や世代を超えて環境に対する想いやより良い環境をつないでいくことが、持続可能な社会、即ち福岡市が目指す「未来へのちつなぐまち」の実現につながるものと考えています。 ご意見を踏まえ、5頁の「環境保全の行動を自ら起こし、また参加し、さらに市民、事業者、行政などの連携・協力により時間的には将来世代へ、空間的には地球規模へよりよい環境をつないでいく」というすべての段階に対する取組みが環境教育・学習となります。」の後に、「このことは、ESDと深く関わり、ESDの重要な基礎を成すものと考えます。」を追加しました。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
21	5	第1章-4 環境教育・学習の意義	この夕日より、朝日の風景が印象としていいと思う。	原案どおり	本写真は福岡市環境基本計画(第三次)にも使用した写真であり、万葉の時代から人々が眺めてきた夕日を、美しい環境を将来世代に引き継いでいくイメージとして、本計画においても使用しています。
「第2章 環境教育・学習の取り組みの視点」に関する意見					
22	8~10	第2章-1 取り組みの視点	「1. 取り組みの視点」において、『環境保全活動も継続して行われていますが、各主体の取り組みが「点」にとどまっているという状況にあります。そのため「……』と本文にあるとおり「人づくり、地域づくり」の推進が必要であることは理解できる。 しかし、若者単身所帯が多く、地域とのコミュニティーが希薄でありつながりがない状況や、高齢化がさらに進んでいる現状でどのように継続して、次の世代に引き継ぐべきか地域の課題であると考えます。 ※現在校区の取り組みとしては三世代を交えた活動を推進している。	原案どおり(記載済み)	ご意見のとおり、市の人口に占める若者世代の割合が多いことや、市の将来人口の推計において高齢者の割合が増加しています。そのため、21頁に記載のとおり、若者や高齢者が地域とつながり、環境保全活動に取り組み、活躍することがますます重要であると考えています。 そこで、56頁に記載のとおり、若年層に対する環境啓発および環境保全活動の支援を行うとともに、環境保全活動における高齢者の活躍を促進してまいります。
23	9	第2章-1 取り組みの視点	「取組の視点：環境保全・創造に向けた人づくり・地域づくり」において、環境省登録の「環境カウンセラー(市民部門、事業者部門)」の活用を提議する。国において地域創生が叫ばれる中、(知名度の低い)環境カウンセラーの地域自治体への雇用・役割分担、活力のある若者の募集などが有効である。	原案どおり(個別施策での検討)	9頁に記載のとおり、「人づくり」においては特に環境行動の担い手となるリーダーやコーディネーターとなる人材の育成が求められます。その中で、68頁に記載のとおり、リーダーやコーディネーターを育成・把握するとともに、活躍を促進することが必要と考えております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
24	9	第2章-1 取り組みの視点	事業者に対する「エコアクション21」の認証・登録による「環境経営の展開」は、事業者の環境意識の高揚や家族を巻き込んだ省エネ・リサイクルなど「持続可能なまちづくり」に寄与するものとなる。	原案どおり(記載済み)	ご意見のとおり、事業者の環境保全活動実践を促進することは重要であるとと考えており、62頁に記載のとおり、「エコアクション21取得支援事業」などを実施してまいります。
25	9	第2章-1 取り組みの視点 (1)環境保全・創造に向けた「人づくり」	環境保全・創造に向けた「人づくり」では、感性を持った人を育てることが第1番。例えば、「沈黙の春」の著者レイチェル・カーソンのセンスオブワンダーを、身に着けることが求められる。	原案どおり(記載済み)	ご意見のとおり、環境保全・創造に向けた「人づくり」において、感性を育むことは大切であると考えています。9頁に記載のとおり、「人づくり」において備える要素の1つに「環境マインド」を掲げていますが、これは「いつも環境にとってどうなのだろうかと思うところ」や「行動する勇気」とあわせて「感性」も含むものであり、環境教育・学習をとおり、この「環境マインド」を育ててまいります。
26	9	第2章-1 取り組みの視点 (1)環境保全・創造に向けた「人づくり」	福岡市の人づくりにおいて、「自分が他人(ひと)にして欲しいことを、他人にする人間になること」が大前提(基本理念)であると考えます。	原案どおり	ご意見のとおり、「自分が他人(ひと)にして欲しいことを、他人にする人間になること」は大切です。その前提のうえで、本計画では、特に環境保全・創造の「人づくり」という視点から、9頁に記載のとおり、さらに「環境マインド」などを身につけた人づくりに取り組んでいくことが必要であると考えています。
27	9	第2章-1 取り組みの視点 (1)環境保全・創造に向けた「人づくり」	特にリーダーとなる人材の育成が求められるとあるが、福岡市は様々な環境団体がたくさん活躍しているので、リーダーのような立場に立つ人材はもう育ってきているのではないかと。 これからは、環境に興味のない、持っていない行動に移せていない人をどれだけ動かせるかに特に力を入れた方が良い。	原案どおり(個別施策での検討)	45頁に記載のとおり、各主体のニーズに対して人材が不足していることや、育成された人材が地域の中で十分に把握されていないことが、現状・課題として考えられます。そのため、68頁に記載のとおり、リーダー・コーディネーターの育成・把握や活躍の促進を図ります。 一方で、18頁に記載のとおり、行動する人とならない人とで二極化しているという現状があることから、ご指摘のとおり、環境に興味のない人、興味を持っていても行動に移せていない人を動かす啓発も必要です。そこで、55頁に記載のとおり、日常生活と環境問題のつながりに気づくような環境教育・学習や、市民の環境行動を促す事業を実施してまいります。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
28	9, 10	第2章-1 取組みの視点 (2)環境保全・創造に向けた 「地域づくり」	(2) 環境保全・創造に向けた「地域づくり」では、NPOと地域住民、行政、事業者の連携で力を発揮することが必要。	原案どおり(記載済み)	ご意見のとおり、NPOや地域住民、行政、事業者などのさまざまな主体が連携することが「地域づくり」には必要です。10頁に記載のとおり、こうした連携により、地域社会が一つの方向性を共有し、より良い環境・地域を創っていかうとする意識・能力が高まっていくと考えています。
29	9, 10	第2章-1 取組みの視点 (2)環境保全・創造に向けた 「地域づくり」	「地域づくり」には、地域の様々な課題を解決する(マイナスをゼロにする)ことに加え、様々な主体が連携することで地域のより良い環境を創造する(プラスにする)ことも含まれると理解できる。そうであれば、「環境問題」・「解決する」という表現はやや範囲が狭いように感じる。	意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、9頁の「環境問題には、地域における問題など個人の力だけでは解決できないものがあることから、身近な地域の環境問題について、そこに関わりのある人々がつながり連携することで共通認識を持ち、協力して問題解決に取り組むことができる未来へのちをつなぐための「地域づくり」に取り組んでいくことが必要です。」について「環境問題には、地域における問題など個人の力だけでは解決できないものがあり、また、地域の環境をより良くするうえでも、個人だけの取組みには限度があります。身近な地域の環境について、そこに関わりのある人々がつながり連携することで共通認識を持ち、協力して問題解決やより良い環境づくりに取り組むことができる、未来へのちをつなぐための「地域づくり」に取り組んでいくことが必要です。」に修正しました。 また、同頁の「地域のさまざまな課題を解決していくためには、各主体が地域の特性を理解し、認識を共有することが必要です。」を「地域のさまざまな課題を解決し、より良い環境を築いていくためには、各主体が地域の特性を理解し、認識を共有することが必要です。」に修正しました。
30	9, 10	第2章-1 取組みの視点 (2)環境保全・創造に向けた 「地域づくり」	日本の都心部の変化に対応した環境づくりとして、リニア技術により、東京・大阪・名古屋が1時間で結ばれる6,000万人の1帯都市となることに対応した福岡市の環境づくりが必要。	原案どおり(個別施策での検討)	環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
31	9, 10	第2章-1 取組みの視点 (2)環境保全・創造に向けた 「地域づくり」	7戸に1戸が空家であることの対策として、空家を市に寄贈(公園化・市民菜園化・防災地化等)することを促進する政策(空家と老人介護施設の交換や空家寄贈者の表彰等)(空市営アパートの老人施設化等)が必要。	原案どおり	ご意見につきましては、本計画では検討の対象としておりませんが、関係する部局に伝えます。
32	9, 10	第2章-1 取組みの視点 (2)環境保全・創造に向けた 「地域づくり」	北九州市(工業都市としてのエコ技術等)との連携として、福岡市(商業都市)にない工業都市としてのエコ技術等の活用のために、人工島を共同研究施設用地として提供等してはどうか。	原案どおり(個別施策での検討)	環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
33	9, 10	第2章-1 取組みの視点 (2)環境保全・創造に向けた 「地域づくり」	人材の流出を防ぎ、人材を集積するため、福岡市に九州を代表する進学校をつくる必要がある。	原案どおり	ご意見につきましては、本計画では検討の対象としておりません。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
34	9, 10	第2章-1 取組みの視点 (2)環境保全・創造に向けた 「地域づくり」	子どもも宝だけど、老人も宝である(女性と老人の活用等)ことから、老人の知恵と経験を各公民館に集積する、老人と子供の交流によりサステナブル社会を構築することが必要。	原案どおり(個別施策での検討)	環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
35	9, 10	第2章-1 取組みの視点 (2)環境保全・創造に向けた 「地域づくり」	食料を無意識のうちに食べているが、食糧生産には大変な量の水を必要とすること等、市民に食糧の輸入分、水不足であることを認識させることが必要。	原案どおり(個別施策での検討)	環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
36	9, 10	第2章-1 取組みの視点 (2)環境保全・創造に向けた 「地域づくり」	平清盛、菅原道真、足利尊氏、豊臣秀吉等、日本史の重大変換点の人物と福岡市とのかかわりを市民に広報することが必要。	原案どおり	地域を知る必要性についてのご指摘として、環境教育・学習を推進するうえでの視点として大切にまいります。
37	11	第2章-2 環境教育・学習の取組みの 視点と福岡市総合計画等 (1)福岡市総合計画	気になる言葉で、「アジアのリーダー都市」とあるが、その他でも市関係の方が使われる「アジアの玄関」の”リーダー“や”玄関という言葉が気になる。福岡市がリーダーになろうとしているのか、アジアからリーダーとして認められようとしているのか。アジアの玄関なのか、アジアへつなげる日本の玄関なのか。アジアの他の国の人から見た解釈はどうか。	原案どおり	本市では、基本構想に掲げる都市像の実現に向けて、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」を目指すという大きな志をもって、新しい時代の都市づくりに果敢に挑戦していきます。 これは、福岡市の未来に向け、市民一人ひとりが夢と自信をもって、豊かで住みよい美しいまちを創り、経済的な成長と安全・安心で質の高い暮らしのバランスがとれたコンパクトで持続可能な都市として、アジアに貢献し、そして目標とされる都市づくりに取り組むということです。
38	11	第2章-2 環境教育・学習の取組みの 視点と福岡市総合計画等 (1)福岡市総合計画	環境教育は、福岡市の行政の方向に深く関連している。都市の成長は経済活動と連動しているが、自然環境とは相反する場面も少なくはない。50年前の福岡と比べれば、人口増加にともない田畑が激減し、本物のザリガニや生きものを見たことのない子がほとんどである。また、関連し大雨が降ると排水が間に合わず、そのために河川工事が大規模に行われ、そのために河川の生物も激減している。(樋井川の定点観察より) 「ふくおか環境元年宣言」が守られる都市計画、町づくりがコントロールされますように。	原案どおり(個別施策での検討)	環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
39	13	第2章-2 環境教育・学習の取組みの 視点と福岡市総合計画等	環境教育・学習の視点で福岡都市圏に言及しているのは非常に面白い。	原案どおり	生活圏を同じくする福岡都市圏全体として発展していくため、都市圏の課題に対する共通認識のもと、環境という観点で一つの方向性を共有しながら、各市町村と連携して取り組んでまいります。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
「第3章 各主体における現状・課題、そして10年後姿」に関する意見					
40	16	第3章-1 各主体の関係	各主体の関係図について、各関係の線の中身を17頁の余白にでも例示してほしい。 <例示の例> ・市民団体⇒市民 市民団体による市民向けの環境教育の実施	原案どおり	16頁に記載のとおり、市民団体に属する市民もいるというように、1つの主体にとどまらず、さまざまな主体になりうるものであり、1人の人が様々な属性を持ち、各主体での機能を担っているからこそ、主体同士がつながりやすいという関係について表現した図となっています。
41	18～52	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿	これからのことなのでわかりづらくて当然だと思うが、10年後の欄は、内容がつかみづらいところもある。	原案どおり	「10年後の〇〇の姿」につきましては、現状・課題の分析にもとづき、各主体の10年後にめざす姿を記載したものです。
42	18～52	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿	「10年後の〇〇の姿」(22頁以降)に生物多様性ふくおか戦略の最初の10年間の目標が入っていないように感じる。	原案どおり	「10年後の〇〇の姿」につきましては、現状・課題の分析にもとづき、各主体の10年後にめざす姿を記載したものであり、ご指摘のとおり、「生物多様性ふくおか戦略」の目標を記載するものではありません。しかし、本計画は環境のあらゆる分野に関する環境教育・学習の推進を図る計画であり、その中で生物多様性の市民への浸透等につきましても推進してまいります。
43	18～23	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (1)市民	幼少期から、いのちを大切に教育が何より必要であると、子育て期の親の教育から真剣に組み立てていかねばならない。	原案どおり(記載済み)	ご意見のとおり、いのちを尊ぶ心を育む環境教育・学習を、親から子へ伝えていくことは重要なことであり、家庭は大切な学びの場です。23頁に記載のとおり、個人が学んだことや取り組みについて家族で話すとともに、親から子、子から孫へと環境への想いを伝えることが大切であると考えています。
44	18	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (1)市民 (図表3)。	「実行したい」と「実行している」とのギャップを埋めることが一番の課題。具体的な施策の実施に当たっては、各主体の環境への意識を高めることに加え、どうすれば環境保全行動の実効性を担保できるかという視点に立って取組みを進めてもらいたい。	原案どおり(個別施策での検討)	ご指摘のとおり、「実行したい」と回答した人と、実際に「実行している」と回答した人との間には差があり、これを埋めることは重要だと考えております。そのため、22頁に記載のとおり、10年後の市民の姿として、現在実行できていない環境保全行動についても、実行するようになっていくという姿を描いています。また、84頁に記載のとおり、現在「実行したい」と回答した人の割合を10年後「実行している」と回答した人割合の目標値として設定しています。これらの姿・目標を達成できるよう、市民一人ひとりの、環境保全活動実践を支援・促進する施策を展開してまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
45	18	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (1)市民	市民の意識・行動については、3.11以後、環境への意識が高まってきているといいながらも、ごみ問題など市民として当然の生活ルール遵守を環境保全活動をしていると誤って認識させるような設問の仕方に問題がある。10年後にはもっと意識の高い市民が育つよう相当強力な取り組みが必要。一般市民向け生涯学習推進の内容として、環境問題への取り組みを必ず組み込むことが求められる。	原案どおり	ごみの分別や出し方のルールは市民の間で定着していますが、本市は転入者が多く、外国人人口が増加していること等も踏まえ、引き続き基本的なルールについて周知・啓発していくとともに、市民の意識をさらに高めるための施策にも取り組んでまいります。その際、ご指摘のとおり、生涯学習として環境教育・学習を推進することは重要であると考えており、56頁に記載のとおり、ライフステージに応じた環境教育・学習を実施してまいります。
46	19	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (1)市民 (図表2)	自販機で購入後、設置されている回収ボックスへ缶やペットボトルを何故に投入せず、地面へ回収させるのか。図表2へ導入してはどうか。	原案どおり(記載済み)	図表2は、平成24年度に実施した市政に関する意識調査の結果です。自動販売機で購入したものも含め、空き缶やペットボトルのごみ出しマナーについては、「ごみの分別や出し方のルールを守る」に含まれていると考えます。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
47	19	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (1)市民 (図表2)	環境保全行動の実施状況の項目に「地域の自然環境の保全」はなかったのか。	原案どおり	ご指摘の通り、市民の環境保全行動の実施状況におきましては、日常生活の中で身近に取り組めることとして「地域の自然環境の保全」は調査項目としておりませんが、48頁に記載のとおり、環境団体などの活動への参加状況を調査するにあたって、「自然保護活動」への参加状況について質問しています。
48	21	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (1)市民	地域特性による環境教育の問題として次のようなことが挙げられる。 私は、中央区春吉校区に居住する者であるが、若者単身所帯が多く、地域とのコミュニティが希薄でありつながりが弱い。もちろん自治協もそれなりの努力はするが、根本的にどのように対策をとって良いのかわからないのが実態のようである。このような状況は環境問題においてもいろんな問題を発生させ、ごみ出しマナー、ごみ減量、リサイクル推進の意識が低いいため、将来ともに地域環境に大きな課題を抱えていると考える。今直ちに解決する問題ではないが、対策としては、行政、地域、地域団体等が地域の特性に合った対策を地域との協議を深め具体的に進めて頂くようお願いする。	原案どおり(個別施策での検討)	ご意見のとおり、市の人口に占める若者世代の割合は多いことから、21頁に記載のとおり、若者が地域とつながり、環境保全活動に取り組み、活躍することがますます重要であると考えています。 そこで、56頁に記載のとおり、若年層に対する環境啓発及び環境保全活動の支援を行ってまいります。また、若年層への対策にとどまらず、施策を実施するにあたっては、地域のみならず、多様な主体と共働・連携しながら取り組むことが必要であると考えています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
49	21	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (1)市民 (図表6)	グラフによると、若者が多い福岡市でも平成26年度時点で約20%が高齢者率であり、平成36年には約24～25%が高齢者となることから、「10年後にはおよそ4人に1人」などの表現を用いた方がイメージしやすいのではないかと。	意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、21頁の「特に65歳以上の人口が増加する推計である。」を「特に65歳以上の人口が増加し、およそ4人に1人の割合となる推計である。」に修正しました。
50	23	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (1)市民 市民の取組み	「学ぶ」「ふるまう」「行う」「つなぐ」というステップはとてわかりやすい。	原案どおり	平成4年に市民の手により策定された、「環境にやさしい都市をめざす福岡市民の宣言(ふくおか環境元年宣言)」を踏まえ、「学ぶ」「ふるまう」「行う」「つなぐ」という視点から市民の取組みを紹介しています。
51	24	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (2)市民団体	『団体の後継者を育成し、活動を継続していくことが重要です。』と記載されているが、その背景についての言及が弱い。 <背景>市民団体の中には、高齢者が中心になって活動している団体も多くあり、若手の人材が特に不足している。 <対応案>たとえば、下記のように追加する。『高齢者が中心の団体をはじめ、各団体において、後継者を育成し、活動を継続していくことが重要です。』	意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、市民団体の課題として25頁に「特に人材に関しては、市民団体の中には高齢者が中心になって活動している団体も多く、若手の人材が特に不足しているという背景があります。」の記述を追加しました。
52	24	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (2)市民団体	市民団体については、確かに増えてきているが、どのような団体がどのような活動を基準のもとに評価され、補助金や助成金をもらっているのか情報公開が必要である。公的な助成金、補助金がもらえる期間のみの活動団体が多いことを認識し、各区で追跡調査をすべき。市民の依存度を減らし、自立した活動ができるよう自覚を促す指導が求められる。 数より質。10年後に、継続できるような市民団体こそ福岡市の宝であり、継続は力なりである。	原案どおり(個別施策での検討)	ご意見のとおり、補助金、助成金を受けた団体のその後の活動継続の実態把握や指導等は重要であると考えます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
53	25	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (2)市民団体 10年後の市民団体の姿	有意義な内容の講座を開いても行く時間がない方がたくさんいる。私も現在、教師をしているが、平日は通常業務の後、部活動などがあり、授業の空き時間は授業準備や生徒指導を行うので、学校を離れることができない。また、休日にも部活動の試合や課外などで1日中学生に付いている方がたくさんいる。そのような方に対する時間を作らないと講座にも参加できないので、まずは、時間を作ることが先決である。	原案どおり(個別施策 での検討)	ご意見のとおり、学校現場が多忙で時間に追われているという状況につきましては、学校を対象に実施したアンケートにおいても大きな課題となっており、このような現状を踏まえながら、環境教育・学習を推進する必要があると認識しております。日々の学校現場での実感に基づくご意見として、今後の参考とさせていただきます。
54	27	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (2)市民団体 「市民団体の取組み紹介」	「省エネルギーに関する活動」はエネルギーを省く(節約)活動ということなのでわかりますが、「再生可能エネルギーに関する活動」では意味が伝わらないのではないかと。	意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、27頁の「再生可能エネルギー・省エネルギーに関する活動」を「再生可能エネルギーの普及・啓発や、省エネルギーに関する活動」に修正しました。
55	28	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (3)学校等	「福岡市が幼児向けに実施している環境教育・学習の実施状況」の分析のみに基づいて判断されているが、もう少し詳細な内容がないと学校への前段階として不十分ではないかと思う。そして、環境局として「感性を育む体験型プログラムを充実し」、そのプログラムを実施できる「幼稚園教諭や保育士を支援」する事業を行うと述べているにすぎないのではないかと感じる。幼稚園や保育園(所)の主体的な取組みについて考察しないといけなのではないか。 小学校・中学校の部分では29頁に「継続的な活動のためには、教員一人ひとりが環境への関心や想いを高めることはもちろんですが、学校全体の環境への関心・取組みの風土を醸成することが欠かせません」とあるが、これは幼稚園・保育園(所)にも共通することであると思う。人材の育成も含めた幼稚園・保育園(所)への支援という視点が必要と思う。	意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、28頁の「今後も引き続き、幼稚園や保育園(所)などが活用できる感性を育む体験型プログラムの充実とともに、幼稚園教諭や保育士が環境教育に取り組めるような支援が必要です。」を「今後も引き続き、幼稚園や保育園(所)などが活用できる感性を育む体験型プログラムの充実とともに、幼稚園教諭や保育士が環境教育に取り組めるような支援・風土づくりが必要です。また、プログラムとして取り組むだけでなく、日常の園(所)での生活の中に環境の視点を取り入れ、園児たちの身近な自然への興味・関心を高めることなども環境教育・学習につながります。」に修正しました。
56	28	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (3)学校等	学校等については、出前講座の割合が多い現状は問題。座してはわからない。自然に接して現状を知る、体験をすることが最も効果的な環境教育である。10年後にはどの学校でも必ず福岡市のすばらしい自然を体験する教育プログラムを確立すべき。自然が壊れやすいものであり、守っていかなければならないものであることを学ばなければならない。	原案どおり(個別施策 での検討)	ご意見のとおり、体験をとした環境教育・学習は大切であり、また本市には環境教育・学習の場となる豊かな自然があります。そこで、60頁に記載のとおり、体験活動を学習に取り入れた、環境学習の機会を提供していくとともに、66頁に記載のとおり、地域の特性を活かしたプログラムを提供していきます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
57	28~	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (3)学校等	学校現場での「時間の不足」の記述があるが、解決策が書かれていない。学校現場では、文科省に沿って教育計画がなされ、1年間の教育課程(各教科の時数なども)が決まっている。その中に、教科にない環境学習を組み込んでいくには、何か対策がなければ実行できないと思う。今までの小学校4年生のごみの学習か、総合的な学習で環境についてテーマを設けている学校の取り組みだけで終わり、毎年決まった学校の取り組みで終わるような気がしている。裾野を広めるための具体的な手立てが必要ではないか。	原案どおり(記載済み)	学校における環境教育については、教育委員会と連携して取り組んでまいります。また、29頁に記載のとおり、教育課程における取組みにとどまらず、普段の学校生活における取組みの中にも、環境保全や環境美化につながる活動は多くあります。意識してそうした活動に取り組むことも、限られた時間の中で環境教育・学習を推進する手立てになると考えます。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
58	28・29	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (3)学校等	学習の場探しは自分達の通学路、放課後に利用する地域の公園等いくらでもあるのではないかと。河川が一番であるものと思料する。 施設は不要。フィールドワークへ(地面からペットボトルのふたを回収中)。	原案どおり(個別施策 での検討)	ご意見のとおり、公園や河川など、地域には環境教育・学習の場となる資源が多くあり、66頁に記載のとおり、地域の特性を活かしたプログラムを提供していきます。 また、環境教育・学習施設につきましても、70頁に記載のとおり、情報発信の拠点として各施設が持つプログラムを有機的に結び付けることで、環境教育・学習を推進してまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
59	28～31	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (3)学校等	学校等については、出前講座ではなく自然を体験する「自然観察会」を多く実施するよう支援が必要。10年後には全ての学校で必ず福岡市の素晴らしい自然を体験する教育プログラムを作る必要がある。自然を守ることが人間の基本だと学習していくことが望まれる。 また学校の必須科目として、「環境」をぜひ取り入れてもらいたい。小さい時期からの環境教育が切に望まれる。現在環境を意識しない大人がいかに多いかを反省してほしい。(2通)	原案どおり(個別施策 での検討)	ご意見のとおり、体験をとおした環境教育・学習は大切であり、また本市には環境教育・学習の場となる豊かな自然があります。そこで、60頁に記載のとおり、体験活動を学習に取り入れた、環境学習の機会を提供していくとともに、66頁に記載のとおり、地域の特性を活かしたプログラムを提供していきます。 また、学校における環境教育については、教育委員会と連携して取り組んでまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
60					
61	28～ 31,60	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (3)学校等	基本的方向3は、教員ではなく教職員という文言に変えてほしい。教員は業務過多で疲弊しているので現状はとても厳しい。教職員という文言になると教員以外の学校現場で働く職員も協力しやすくなると思う。	意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、「教職員」の表現が適当な箇所について修正しました。
62	30～31	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (3)学校等	高校生・大学生への環境教育も小中学生と同じように力を入れた方が、環境のことを考える人が増えるのではないかと。私自身の経験ですが、小学生の頃に環境教育を受けたことも、受けた内容もなんとなくではあるが覚えていいる。しかし、その頃は家で分別などは親が主にしていた。なので、一人暮らしを始めた時どのように分別したら良いか、油の処理の仕方などどう実践すればいいかわからないと思う機会が度々あった。 例えば、一人暮らしを始める前の高校生に、大学の入学式の後の薬物防止講演会等と並べて、一人暮らしするときに特に役立つエコを指導することで、昔受けた環境教育の復習にもなり、実践するきっかけにもなると思う。 ペットボトルですら分別していない大学生の友人もたくさんいるので、大学での教育も重要だと感じる。	原案どおり(個別施策 での検討)	市の人口に占める若者世代の割合は多いことから、ご意見のとおり、若年層への啓発が必要です。そこで、56頁に記載のとおり、若年層への啓発を推進していくとともに、61頁に記載のとおり、関係機関と連携し、高等学校や大学などを拠点とした人材育成を推進してまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
63	31	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (3)学校等 「10年後の学校等の姿」	「幼少期において、子どもたちが自然や生き物とふれあいながら感性を育んでいます」とあるが、「どうしたら自然や生き物とふれあうことができるのか」ということについての記述が現状・課題の箇所で必要と思う。	意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、28頁に「 <u>また、プログラムとして取り組むだけでなく、日常の園(所)での生活の中に環境の視点を取り入れ、園児たちの身近な自然への興味・関心を高めることなども環境教育・学習につながります。</u> 」を追加しました。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
64	31	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (3)学校等 「10年後の学校等の姿」	「多様な教材やプログラム、体験の機会、地域の人材を活用し、環境教育・学習が行われています」について、環境教育の行い方の研修を実施してほしい。夏休みや冬休みなど長期休暇を利用すれば参加できる方も多いと思う。	原案どおり(個別施策での検討)	61頁に記載のとおり、環境教育を実践する指導者への研修の充実に取り組んでまいります。その際、教育委員会と随時連絡調整を行いながら、検討していきます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
65	31	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (3)学校等 「10年後の学校等の姿」	校庭等に自然や生きものとふれあう場所を、今よりもっと豊かな場所にする姿勢も必要と思う。	原案どおり(個別施策での検討)	ご意見のとおり、学校施設等をより環境に配慮したものとする必要であると考えており、60頁に記載のとおり、環境に配慮した学校施設などの整備を推進し、学びの場や教材として活用促進していきます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
66	32~33	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (3)学校等 「学校等の取組み紹介」	ビオトープを造るよりも、危険な小さな沼地の整備等に費用を充ててほしい。	原案どおり(個別施策での検討)	ご意見のとおり、公園や河川など、地域には環境教育・学習の場となる資源が多くあり、66頁に記載のとおり、地域の特性を活かしたプログラムを提供していきますが、危険性に対する配慮も必要であると考えます。環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
67	32~33	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (3)学校等 「学校等の取組み紹介」	現在の環境問題等について、子どもたちにもっと関心を持ってもらうためにマンガ等をうまく取り入れることはできないか。	原案どおり(個別施策での検討)	子どもたちの環境問題への関心が高まり、また、理解が深まるような環境教育・学習の手法については、個別の施策・事業の中で検討してまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
68	34	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (4)事業者	13行目について、『他の主体との環境保全に関する-----』とあるが、他の主体は、10頁のことであろうが、具体的に書いたほうが良い。 <対応案> 『市民団体などの他の主体との環境保全に関する-----』	意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、34頁の「他の主体との環境保全に関する情報交換や共働事業を実施することなども大切です。」を「 市民団体や学校など他の主体との環境保全に関する情報交換や共働事業を実施することなども大切です。 」に修正しました。
69	34	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (4)事業者	事業者については、ビジネスと結びついた環境活動でなければ実感が伴わない現状がうかがえる。メリット云々は論外であり、企業の社会的責任の自覚を促す取り組みが必要である。若い世代には語り継がれていない過去の事例を学び、公害問題だけでなく現代でも開発に伴う環境破壊など真剣に取り組む必要性が自覚できるはずである。	原案どおり(個別施策での検討)	35頁の図表15のとおり、環境配慮の取組みを「社会的責任」と位置付けている事業者の割合が80%を占める一方、現状ではほとんどの事業者が実施しているのはオフィスでの取組みであり、事業活動全体での環境配慮や地域での環境保全活動、他の主体への働きかけといった環境行動は一部の事業者のみにとどまっているため、積極的な環境行動をさらに広げる必要があると考えています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
70	35	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (4)事業者	事業者たるスーパーマーケット。ビンの回収ボックスがまちまちに設置されている。(回収ボックスを回収してしまった店舗もある) 事業者たるコンビニエンスストア。回収ボックスを店内へ設置した所もある。 事業者たる自動販売機設置者。そもそも回収ボックスを未設置の所が多々散見される。	原案どおり(個別施策での検討)	ご意見のとおり、環境に対する事業者の取組みの現状・課題を35頁に記載していますが、積極的な環境行動は一部の事業者のみにとどまっており、全体には浸透していません。そこで、63頁に記載のとおり、模範的な取組みを行っている事業者の活動を広く紹介するなどにより、積極的な環境行動が広がるよう取り組んでまいります。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
71	40	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (5)行政	学校や公共施設に、より豊かな自然環境の保全と創出する強固な姿を期待する。	原案どおり(記載済み)	ご意見のとおり、環境に配慮した学校や公共の施設の整備等は必要です。そのため、60頁に記載のとおり、環境に配慮した学校施設などの整備を推進するとともに、環境局以外の各局区とも連携を図りながら、公共施設の管理等においても環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
72	45	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (6)各主体の関わりと、環境 教育・学習の全体像 ●情報の把握	年代別の情報の取得方法に着目した点が興味深い。情報の発信・共有に当たってはあらゆる世代にきめ細やかに対応できるよう、また、情報の内容によってはターゲットとなる年代を絞った発信方法を考えるなど、戦略的に実施していただきたい。	原案どおり(個別施策 での検討)	ご意見のとおり、年代別に情報の取得方法に傾向がみられたことから、69頁に記載のとおり、対象を意識した情報発信・共有を推進してまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
73	49	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (6)各主体の関わりと、環境 教育・学習の全体像 ●共働・連携	ワールド・カフェは一定の成果を上げていると思われるが、これも「コンサル任せ」ではなく、行政が市民と企画運営すべきである。その人材はあまねく存在していると認識している。また、各参加者、団体間の実質的な交流が生まれているようには思われない。コンサル任せの弊害と思われる。	原案どおり(個別施策 での検討)	多様な主体が参加し対話・交流する機会を創出する方法の1つとしてワールド・カフェは有効であると考えております。49頁記載のワールド・カフェについては、外部に委託したものではなく市で企画実施したものであり、今後もワールド・カフェを実施するにあたっては、有意義な対話・交流の場となるよう、効果的な企画・運営の方法等を検討していきます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
74	50	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (6)各主体の関わりと、環境 教育・学習の全体像 「10年後の福岡市の姿」	人材は多く存在するようと思われる。ただ、その活用が適切ではない。すなわち、専門家に全てを任せようやり方では、専門家の負担が大きく、活動が広がらない。 私の経験では、飯原公民館の活動は飯原公民館が全体を統括し、私たち専門家は企画の段階から参画し、環境教育を実施しているが、このような活動の場合負担は少ない。このようなうまくいった事例を行政はどう把握し、どう情宣しているのか。そのせいか、このような活動の広がりや視点があまり見受けられない。 マーケットリサーチ(行政が実施するのが望ましい)がほとんどない。したがって、専門家が独自に需要を掘り起こしを(各公民館を回ったり、主事会で説明したり)しなければならない。	意見を踏まえ修正	環境教育・学習を推進するためには、一部の人材だけでなく、市民・市民団体・学校等・事業者・行政の各主体が主体的に取り組むとともに、さらに、共働・連携の取組みを広げていくことが大切です。51頁には具体的な事例も掲載しておりますが、こうした共働・連携の事例を積極的に把握し、多様な情報媒体や表彰制度等を通じて発信することで、活動を広げていきます。 また、リーダーやコーディネータの人材が広く認知され、地域とつながりながら継続的に活躍することは大切です。ご意見を踏まえ、68頁に「めざすこと」として次の通り追加しました。「 リーダーやコーディネーター同士が交流・意見交換する機会の提供や、積極的な地域への人材紹介など、継続的な活動を支援・促進していきます。 」なお、ご意見は今後の参考とさせていただきます。
75	51	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (6)各主体の関わりと、環境 教育・学習の全体像 「一緒に取り組む活動紹介」	1番上のエコバッグの活動はとても素晴らしく、たくさんのお店に広がって欲しいと感じた。	原案どおり	本取組みは地域住民、事業者、行政が共に実施している活動で、西区内のスーパー4店舗で共通のエコバッグを貸出すなど、レジ袋の削減に取り組んでいます。71頁に記載のとおり、このような共働・連携の在り方についての具体的な事例を紹介することで、活動を広げてまいります。
76	51	第3章-2 各主体における現状・課題、 そして10年後の姿 (6)各主体の関わりと、環境 教育・学習の全体像 「一緒に取り組む活動紹介」	トヨタと水道局の協定で曲淵小の近くで草刈りなどの環境保全に取り組んでいるので、官民一体の取組みをもっと広めてほしい。	原案どおり(個別施策 での検討)	環境教育・学習を推進するためには、行政だけでなく、市民・市民団体・学校等・事業者も含めた各主体が主体的に取り組むとともに、さらに、共働・連携の取組みを広げていくことが大切です。65頁に記載のとおり、本市も、事業者をはじめ、市民団体や学校等のさまざまな主体と共に、環境保全活動を推進してまいります。

「第4章 福岡市(行政)の施策の展開」に関する意見

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
77	54～	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策	行政の取り組みについて、述べられているが、「市民を活かす、市民と協働」が「アリバイ作り」の感が拭えない。 私たちが多くの環境学習を実施しているが、行政からの働きかけは一度もない。もちろん、私たちにも十分な力がないと評価されている可能性はあるが。	原案どおり(個別施策 での検討)	実効性のある計画とするため、82頁に記載のとおり、具体的施策・事業の実施と状況把握、見直し・改善を行いながら、本計画に基づき環境教育・学習を着実に推進していくことが重要と認識しております。 また、本計画は、環境教育・学習を推進するため、市民・市民団体・学校等・事業者・行政の各主体が取り組むとともに、共働・連携の取組を広げていくことが必要であるとの認識を示したものです。各主体の積極的な取組につつましでは、広く市民に知らせる努力を今後も続けていきます。
78	54～	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策	環境教育においては、「身近な環境教育・学習施設の場」を提供することが大事であると考え。 ・「市民が環境問題を身近なこととして捉え、日常生活と環境問題との関わりを認識する。」としており、 ・「情報発信の拠点として、既存の環境教育・学習施設の内容を充実し、施設が持つプログラムを有機的に結びつける」 ・「環境教育・学習施設や体験の機会を提供する場について、情報発信・活用促進」 としているが、 「既存の環境教育・学習施設の内容充実」は最低減必要なことだが、市民生活に、より身近な「場」を環境教育・学習施設として提供できるような仕組みを創出することも必要であると思う。 例えば、児童公園などの身近な公園の植栽に名板あるいは簡単な解説板を取り付け、野鳥の食餌植物などの簡単な説明を加え情報発信することで、生物多様性や生態系などに思いを巡らすことができる。ごみやリサイクル収集の場などにも、その意義をわかりやすく、楽しく学べる解説板を設けるなどの方法もあるかもしれない。	原案どおり(個別施策 での検討)	ご意見のとおり、公園や河川など、地域は環境教育・学習の場となる資源が多くあり、66頁に記載のとおり、地域の特性を活かしたプログラムを提供していきます。環境教育・学習施設につきましても、70頁に記載のとおり、情報発信の拠点として各施設が持つプログラムを有機的に結び付けることで、環境教育・学習を推進していきます。その他、環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
79	54～	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策	◆について、「目的」という表現がしっくりこない。また、次に記載する「取組み」を導くための一文であれば、それぞれの◆の文の結びを「～ために」などとしてみてはどうか。 例)「市民が……を認識するために」	原案どおり	行政の施策として達成すべき到達点を「目的」と表現しています。
80	54～	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策	→について、「～の提供(推進)」と書いているところと「～を提供(推進)」と書いてあるところがあるので統一してはどうか。	意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、表現を統一しました。
81	55	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策 基本的方向1	「1 市民の取り組みを支援・促進」では、自然環境の大切さを学ぶ体験教育、ゴミの発生抑制の大切さを学ぶ教育に力を入れることが大切である。子育て講座、家庭教育学級、各公民館の生涯学習講座など、あらゆる学習の場で市民の環境意識を育てる環境教育の必要性を示すとともに、市民の自発的な活動への支援が求められる。自治会、育成会などが環境を守る市民を生み出していく場にならなくてはならない。	原案どおり(記載済み)	ご意見のとおり、体験をとおした自然環境学習やごみの発生抑制に取り組むことは大切であり、公民館で講座を実施したり、子育て期に対して講座を実施するなど、生涯学習としてあらゆる場で環境教育・学習を実施することが必要です。 24頁に記載のとおり、NPO団体、子ども会や自治協議会などの地域の組織、PTAやおやじの会などの学校単位の組織など、多様な集団がありますが、さまざまな団体が率先して環境にやさしい行動を実行するとともに、公民館や公園、河川などの地域の資源を活用して学びの場を創出し、環境活動に取り組むことが大切であると考えています。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
82	55	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策 基本的方向1	稀少生物を採取している人から「何の権限でそんなこと言うのか!」とか「権利証(登記済み証)を見せろ!」等の聞き直りを受けることがある。「自然環境保全モニター」等を表示した腕章、シャツ等の作成・貸与を考えていただけないか。	原案どおり(個別施策 での検討)	ご意見は今後の参考とさせていただきます。
83	56	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策 基本的方向1	「めざすこと」について、文末が切れていると思われます。「～必要で(す。?)」	意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、56頁を「 環境への想いなどを伝えていくことも必要です。 」と修正しました。
84	56～57	第4章 福岡市(行政)の施策の展 開 1 施策の基本的方向と具 体的施策 基本的方向1	大学生への啓発とも少し似ているが、若年層の単身世帯向けの啓発もとても大事だと思う。なので、難しいことだとは思いますが、パンフレットだけでなく様々な方法で啓発できれば、今後その人たちに家族ができた時にも広がり、長い目で見た時にとても環境のことを考える人を増やせると思う。	原案どおり(個別施策 での検討)	本市は若者が多いまちという特性があり、あらゆる世代・対象者に対応した環境教育の充実を図るうえで、若年層に対する環境啓発が非常に重要となっており、パンフレット以外にも、様々な媒体を活用し、啓発に取り組んでまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
85	57	第4章 福岡市(行政)の施策の展 開 1 施策の基本的方向と具 体的施策 基本的方向1	ごみのルールブックを区役所窓口で配布とありますが、これでは興味がある人にしか広められないので、他の方法でも広めた方がいい。ゴミに関することは、知っているけどよくわからないということが多く感じているので、一度目を通してもらうだけでも行動が変わってくると思う。	原案どおり(個別施策 での検討)	ごみ出しのルールについては、家庭ごみルールブック等の作成・配布に加え、市政だより同時印刷物の発行、出前講座の実施などにより、広く周知を行います。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
86	58	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策 基本的方向2	「市民団体の取り組みを支援・促進」では、市民が気軽に参加できるよう、どのような団体がいつ、どこで、どのような活動をしているのかわかりやすく、全体に知らせる事が大切。継続した活動ができるよう行政との連携を密にすることである。	原案どおり(記載済み)	25頁に記載のとおり、市民団体が行政に求める要望として「活動の広報・PR・サポート」が最も多くなっており、ご意見のとおり、市民団体の情報を広く知らせることは市民団体が活動を広げるうえで必要です。そのため、58頁に記載のとおり、市民団体に関する情報発信や活動を広げる機会・場を提供していきます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
87	59	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策 基本的方向2	『◆市民団体の資金面における課題が解決する』という表現は、あいまいである。 〈修正案〉「◆市民団体の活動資金が、概ね確保される。」	原案どおり	市民団体の資金面における課題は活動資金の不足ですが、解決策としては、市民団体による資金確保はもちろん、補助金をはじめとする活動支援による解決もあることから、「◆市民団体の資金面における課題が解決する」と表記しています。
88	60	第4章 福岡市(行政)の施策の展 開 1 施策の基本的方向と具 体的施策 基本的方向3	自然教室は各学校で計画されているが、集団訓練的な要素やレクレーション的な要素も多分に含まれている。また、教育計画の中での教科との関連や時数なども複雑にかかわっており大変だとは思いますが、福岡市の進める「生物多様性ふくおか戦略」の内容を含んだ環境学習を1コマ入れられるプログラムを作ってはいいかがか。せっかく自然が豊かな所に行くのに、学校でもできるプログラムをしているのはもったいない気がする。	原案どおり(個別施策 での検討)	学校における環境教育については、教育委員会と連携して取り組んでまいります。また、ご意見のとおり、学校が実施するプログラムをはじめ、さまざまな環境教育・学習のプログラムを充実することは大切であると考えております。67頁に記載のとおり、環境教育プログラム等の具体的な内容を検討するにあたっては、各主体と共働・連携しながら充実していくことが必要です。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
89	60	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策 基本的方向3	「学校等の取り組みを支援・促進」では、学校の行事に必ず、福岡の大切な自然を学ぶ体験活動を取り入れること。郷土の誇りとなる自然を知ることが郷土を愛することにつながる。そのための予算の確保、時間の確保、人材の確保が必要。指導者を育てるうえでも、市内のあらゆる大学からの企画、地域との連携に行政の「つなぐ」視点が求められる。	原案どおり(個別施策 での検討)	ご意見のとおり、本市の環境について知り、愛着を持つことで、環境マインドを育むことは大切であると考えております。学校における環境教育については、教育委員会と連携して取り組んでまいります。また、61頁に記載のとおり、関係機関と連携し、高等学校や大学などを拠点とした人材育成を推進していきます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
90	60~61	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策 基本的方向3	「学校等の取り組みを支援」では、学校の行事に必ず、福岡の大切な自然を学ぶ体験活動を取り入れることが重要。郷土の素晴らしい自然を知ることが、郷土を愛することにつながる。そのための予算の確保、時間の確保、人材の確保が必要。また学校の必須科目として、「環境」をぜひ作って、子供たちが環境を学べるようにしてほしい。(2通)	原案どおり(個別施策 での検討)	ご意見のとおり、本市の環境について知り、愛着を持つことで、環境マインドを育むことは大切であると考えております。学校における環境教育については、教育委員会と連携して取り組んでまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
91					
92	61	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策 基本的方向3	福岡大学リサイクルマーケットは他の大学へも広めていったほうがいいと思う。それだけでもエコであり、そこに環境教育も絡めると二重で効果がある。	原案どおり(個別施策 での検討)	高校生や大学生などの自主的な環境活動を促進していくうえで、ご意見のとおり、他の参考となる事例につきましては、積極的に発信していくことが重要と考えております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
93	62	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策 基本的方向4	「事業者の取り組みを支援・促進」では、目先の利益にとらわれず、企業の規模にかかわらず社会的責任の自覚を促し、環境保全に取り組もうとする企業へ情報提供することが求められる。企業の優れた実践を市民に公表し、市民や学校が気軽に見学等ができるようにすることも支援の一つと考える。	原案どおり(個別施策 での検討)	ご意見のとおり、模範的な活動を行っている事業者を評価・顕彰し、広く発信することで、事業者による活動が広がるとともに、70頁に記載のとおり、市民や学校等の他の主体との共働・連携を促すことにもつながると考えております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
94	64	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策 基本的方向5	「行政が取り組みを実践」では、あらゆる場面で、環境=いのち、を踏まえて、環境を守ることの大切さを語り、率先実行し、検証、報告することが必要。	原案どおり(記載済み)	ご意見のとおり、「未来へいのちつなぐまち」を実現するため、行政が率先して環境保全活動を実践することが大切であり、環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。また、他の主体の取り組みを支援・促進する施策を実施し、共働・連携を推進する施策を展開していきます。さらに、82頁に記載のとおり、進捗状況を毎年把握し、適宜見直し・改善を行ってまいります。
95	64	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策 基本的方向5	省エネルギー診断事業は、低減額の一部を指導してくれた民間業者に報酬を支払うという点で、エコであるし、税金を無駄にしているといった感じも全くないので、素晴らしい事業だと感じた。	原案どおり	省エネルギー診断事業をはじめ、行政が自主的な環境配慮の取り組みを率先して実施していくとともに、環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。
96	64~65	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策 基本的方向5	行政については、65頁に「和白干潟保全のつどい」の紹介があるが、和白干潟を保全する行政としては「環境局」になってほしいと願っている。和白干潟をラムサール条約に登録する部署は「環境局」だからである。和白干潟が早くラムサール条約登録地になるように福岡市も努力してほしい。(2通)	原案どおり(個別施策 での検討)	和白干潟のラムサール条約登録につきましては、国、県と連携し地域の皆様との理解を深めていくことが必要であり、将来的な課題であると考えております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
97					
98	64~65	第4章-1 施策の基本的方向と具体的 施策 基本的方向5	公園は環境保全の一拠点との役割も担うべきではないか。だが、現実には却って自然環境を破壊していると想われるケースも少なからず見受けられる。例示すれば外来植物の植栽である。 ただし、外来種も大きな視点では自然の一環との見方も全否定する訳ではないので、特に都市部公園であれば違和感も相対的には小さいのだが、日本在来種が全く見当たらない、あっても極端に少ない公園はやはり「!？」感を抑えられない。 特に在来の豊かな自然環境が保たれていた地を開発しての里地・里山公園や歴史公園等には外来種は導入すべきではないのではないか。公園関係を統括する住宅都市局と協調し、公園施策の中に環境の視点をより強力適切に取り入れるよう調整して欲しい。	原案どおり(個別施策 での検討)	ご意見のとおり、公園につきましても山地や河川、公民館などと共に環境教育・学習の場となる地域の資源です。環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
99	66	第4章 福岡市(行政)の施策の展開 1 施策の基本的方向と具体的施策 基本的方向6	「多様な環境教育プログラム・教材の提供」では、実践している他都市の事例など検証しながら取り入れることが求められる。環境副読本の作成には、市民や市民団体の参加を求め、具体的で、わかりやすい資料作りを図ることが大切。	原案どおり(個別施策での検討)	ご意見のとおり、多様な環境教育・プログラム・教材の提供をはじめ、さまざまな施策を検討するにあたっては、国・県や他都市の事例などを参考にすることができると考えます。 また、67頁に記載のとおり、環境副読本をはじめ、多様な環境教育・プログラム・教材等の具体的な内容を検討する際には、各主体と共働・連携を図ってまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
100	68	第4章-1 施策の基本的方向と具体的施策 基本的方向7	「リーダーやコーディネーターの育成・把握及び活躍の促進」では、あらゆる環境関連団体の情報や活動状況、人材把握が必要で、人材育成のための媒介の役割も含まれる。	原案どおり(個別施策での検討)	68頁に記載のとおり、リーダーやコーディネーターなどの人材を把握・育成するとともに、その活躍を促進していきます。その際、ご意見のとおり市民団体として活躍されている方を把握することは、地域の人材を把握することにつながると考えます。 また、市民団体の人材育成という観点から、59頁に記載のとおり、成熟した市民団体と若者や新規の団体などとの出会い・交流の場を提供してまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
101	69	第4章-1 施策の基本的方向と具体的施策 基本的方向8	「各主体やその取り組み、環境に関する必要な情報の提供」では、あらゆる情報媒体の活用とともに、細かな地域ごとの情報収集も怠らないことが大切。区役所の情報収集能力を高める必要がある。よい事例をアピールすることが市民の環境マインドを触発することにつながる。	原案どおり(個別施策での検討)	69頁に記載のとおり、地域・社会の状況に応じた環境に関する情報の収集・整理は必要と考えており、環境教育・学習を推進するにあたっては、環境局以外の各局区とも連携を図りながら、実施してまいります。 また、ご意見のとおり、環境保全活動の事例を広く発信することで、環境への想いを高め、活動を広めていくことが大切であると考えております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
102	69	第4章 福岡市(行政)の施策の展開 1 施策の基本的方向と具体的施策 基本的方向8	各媒体を活用することはもちろんだが、各主体の取組み(市役所の各部署がそれぞれ行っているものも含め)が効果的に伝わるよう、適切なタイミングで発信していただきたい。	意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、69頁の「さまざまなメディア・媒体を活用し、対象を意識した情報発信・共有を推進」を「 さまざまなメディア・媒体を活用し、対象を意識した効果的な情報発信・共有を推進 」に修正しました。
103	71	第4章-1 施策の基本的方向と具体的施策 基本的方向9	各主体の共働・連携の促進では、連携活動の結果の検証と報告、情報公開が必要である。現在、市民団体が地域や校区の学校に環境教育の実践を計画し、呼びかけても、なかなか実現できないことが多い。行政はしっかりと間に立ち、連携を進めるよう働きかけるべき。	原案どおり(個別施策での検討)	環境教育・学習を推進するためには、行政だけでなく、市民・市民団体・学校等・事業者も含めた各主体が主体的に取り組むことが必要であり、さらに、共働・連携の取組みを広げていくことが大切です。71頁に記載のとおり、共働・連携の在り方についての具体的事例を紹介するとともに、72頁に記載のとおり、多様な主体が参加し対話・交流する機会を創出することで、共働・連携の取組みを推進してまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
「第5章 環境教育・学習の着実な歩みを進めるために」に関する意見					
104	82	第5章-1 計画推進の流れ	市の専門機関で定期的に報告や見直しを行うだけでなく、大小様々な事業等を実施する中で、新たな課題やニーズなどを敏感に察知しながら、常に改善を図る意識を持ち取組みを進めていただきたい。	意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、新たな課題やニーズを把握し、常に見直し・改善の意識を持つことが大切であり、そのためのアンケート調査等実施していきます。ご意見を踏まえ、82頁の「福岡市全体の環境教育・学習の推進状況及び行政(福岡市)の具体的施策の取組み・進捗状況については毎年把握【Check】して、福岡市環境教育・学習計画推進協議会へ報告し、新たな方策の検討、意見交換などを行っていきます。」を、「 アンケート調査の結果や行政(福岡市)の具体的施策の進捗状況、めざしていく10年後の姿の達成状況に対する福岡市環境教育・学習計画推進協議会の定性的な評価等から、福岡市全体の環境教育・学習の推進状況を毎年把握【Check】していきます。 」に修正します。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
105	82	第5章-1 計画推進の流れ	「計画推進の流れ」では、計画推進のチェックを1年とし、検証1年、見直しを2年でおこなうべき。	原案どおり	52頁に記載のとおり、個別の具体的な施策・事業を実施【Do】し、環境教育・学習の進捗状況を把握【Check】して、見直し・改善【Action】を行います。状況やニーズに柔軟に対応するため、進捗状況の評価や検証については毎年実施し、適宜見直し・改善について検討してまいります。
106	82	第5章-1 計画推進の流れ	<p>毎年のPDCAによって実行レベルの改善を行いながら長期的目線で取り組みを進めるために、ロードマップを作成する旨を記載してはどうか。</p> <p>本計画は具体的事例や写真が多く、構成も良く読みやすいと思う。</p> <p>ところで、本計画期間は平成36年度までという長期間であり、毎年のPDCAによって実行レベルの改善を積み重ねていく必要がある。そのために、第4章の「福岡市(行政)の施策の展開」や第5章の「成果指標」には、10年後のめざす姿だけでなく、いまずぐできる行動プランと長期的に検討するプラン、あるいは5年後の中間目標を定めるなど、ロードマップを作成することが望ましいと考える。</p> <p>本計画に今からロードマップを追加することは大変だと思うので、82頁の「計画推進の流れ」の中に、「計画の推進にあたっては、10年後のめざす姿に向けたロードマップを作成し進めていく」という旨の記載をしてはどうか。</p>	意見を踏まえ修正	<p>ご意見を踏まえ、着実に本計画を推進するため、82頁の「福岡市全体の環境教育・学習の推進状況及び行政(福岡市)の具体的な施策の取組み・進捗状況については毎年把握【Check】して、福岡市環境教育・学習計画推進協議会へ報告し、新たな方策の検討、意見交換などを行ってまいります。」を、「アンケート調査の結果や行政(福岡市)の具体的な施策の進捗状況、めざしていく10年後の姿の達成状況に対する福岡市環境教育・学習計画推進協議会の定性的な評価等から、福岡市全体の環境教育・学習の推進状況を毎年把握【Check】してまいります。」に修正します。</p> <p>10年後の姿を見据えて、進捗状況を毎年把握し、見直し・改善に取り組むとともに、概ね5年を目安に、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画を見直ししながら、環境教育・学習の推進を図ってまいります。</p>
107	82	第5章-1 計画推進の流れ	今日までの各部門における環境学習はかなりの成果が見られる。今後は計画推進における「Do」の役割が重要で、計画立案を実現するための「行政」が各分野との整合・調整を図りながら、市民・市民団体・学校など・事業者・行政の協働によって具体化を展開するときである。	原案どおり(記載済み)	<p>環境教育・学習を推進するためには、行政だけでなく、市民・市民団体・学校等・事業者も含めた各主体が主体的に取り組むことが必要であり、さらに、ご意見のとおり、共働・連携の取組みを広げていくことが大切です。そのため、行政が展開していく施策の方向性を第4章に記載しています。第4章に記載のとおり施策を展開することで、行政が率先して環境保全活動を実践することはもちろんですが、行政として各主体の取組みを支援・促進するとともに、各主体の取組みを結び付ける施策を実施してまいります。</p> <p>また、環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。</p>
108	82	第5章-1 計画推進の流れ	Actionで「環境教育・学習計画推進協議会」から意見が重視されているのか。それぞれの実施団体と参加者の意見が最も重視されるべきと思われる。	原案どおり	<p>見直し・改善【Action】にあたっては、施策の進捗状況や環境教育・学習の推進状況を踏まえながら、多様な立場の視点で検討することが必要です。そのため、施策の進捗を管理するとともに、施策を実施する中で、日頃より積極的に現場からの意見を収集し、現状・課題・ニーズの把握に努めることが大切であると考えております。</p> <p>こうして把握した進捗・現状等については、学識経験者、市民、市民団体、事業者、行政(教育委員会等)で構成する「福岡市環境教育・学習計画推進協議会」で確認し、多様な立場から意見交換を行います。同協議会での意見等を踏まえて見直し・改善を行い施策を実施することで、環境教育・学習を着実に推進してまいります。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、同協議会と市民団体等との情報交換の場につきましても、検討してまいります。</p>

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
109	82	第5章-1 計画推進の流れ	このPDCAを回す主体とその責任体制が見えにくい。「…ます」の主体は行政なのか。うまくいかなかった場合行政が責任をとるのか。もし、行政がとるとするとどのようにとるのか。「参考としていきます」などの表現にもあまり責任の所在が明確でないように思われる。	原案どおり	82頁に記載しているPDCAサイクルにつきましては、ご意見のとおり、施策等の実施主体は行政です。一方、環境教育・学習を推進するためには、行政だけでなく、市民・市民団体・学校等・事業者も含めた各主体が主体的に取り組むことが必要であり、さらに、共働・連携の取組を広げていくことが大切です。そのため、PDCAサイクルにおいては、行政の施策の進捗状況にとどまらず、アンケート調査および福岡市環境教育・学習計画推進協議会での定性的な評価を踏まえて環境教育・学習全体の推進状況について把握し、状況に応じて適宜見直し・改善することで、本計画を着実に推進してまいります。また、環境教育・学習の成果を正確に測ることは難しいため、指標についてはあくまで参考としていますが、前述のとおり環境教育・学習全体の推進状況について把握し、適宜見直しや改善を行ってまいります。
110	83~84	第5章-2 成果指標	「自然保護活動」への参加状況を5.6%(2012年度)から50%(2024年度)へ、10倍近く押し上げるためには、特に「農林業ふれあい施設 年間利用者」や「生物多様性を理解し、その保全を意識して行動」することとの連動性が必須だと思われる。	原案どおり(個別施策での検討)	環境活動への参加を促進するにあたっては、環境に対する関心や想いを高めることが大切です。そのため、ご意見のとおり、自然にふれあう体験をすることや生物多様性についての理解を深めることは、自然保護活動への参加促進につながると考えます。一方で、45頁に記載のとおり、環境団体の活動に参加したくない理由として、時間や情報の不足などがあることから、環境活動に取り組む主体の情報を発信することも、活動への参加を促進していきます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
111	83~84	第5章-2 成果指標	「市民一人あたり水使用量」を現状維持(2024年度)としているが、水源を筑後川などの一級河川や県内外のダム湖からの供給に頼っていることを鑑みると、河口堰やダムの存在が自然環境に負荷をかけ続けながら存在していること、在るべき自然の犠牲の上に、福岡市民の生活が成り立っていることを正しく認識していく努力をしていくべきであると考えます。水源の上流部への植樹の継続も必要であるが、大小の河川の持続可能な利用を推進していくためにも、大型公共事業による人工物によってのみ、都市部の水消費量を賅っていくことを低減していかななくてはならないのではないかと。	原案どおり(個別施策での検討)	ご意見のとおり、本市は水道水に使用している水について、その多くを筑後川流域から得ています。55頁に記載のとおり、日常生活と環境問題のつながりに気づくような環境教育・学習を実施することで、市民一人ひとりの、環境保全活動実践の促進につなげていきます。また、環境局以外の各局区とも連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
112	83~84	第5章-2 成果指標	九州地方の都市において電力消費量が最も多い福岡市民はより積極的に「再生可能エネルギー・省エネルギーの普及啓発活動」に尽力することが責務ともいえる。温暖化を逆手にとって、電力のみならず、水資源も各家庭で雨水を集約するなどして自給できるような仕組みづくりを積極的に行われることを期待する。	原案どおり(個別施策での検討)	本市では、「福岡市環境・エネルギー戦略」を定め、再生可能エネルギーの導入促進等に取り組んでいます。また、環境局以外の各局区と連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
113	83~84	第5章-2 成果指標	「徒歩、自転車、公共交通機関の利用」79.1%(2012年度)は、「ときどき実行している」を加算しては、実態がほとんど見えないのと同じではないか。現状の自動車の交通量は、福岡市民の8割が公共交通機関等を利用しているとは到底考えられるものではない。西鉄や地下鉄の自転車専用車両の導入や自転車専用レーンの増床を都市計画の段階で検討していただきたい。税制等の財政環境が大きく異なるかもしれないが、北欧をはじめ、福岡市と同規模の都市での成功例が多々見受けられる。	原案どおり(個別施策での検討)	ご意見のとおり、「徒歩、自転車、公共交通機関の利用」(2012年度)について、「いつも実行している」人の割合は46.1%となっています。「実行していない」人の利用を促進するとともに、「ときどき実行している」人の実行率を高めるための啓発も必要と考えております。また、環境局以外の各局区との連携を図りながら、あらゆる分野の施策の中に環境の視点を取り入れてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
114	83	第5章-2 成果指標	自然を中心とした環境教育を推進する場が必要。そのひとつとして学校ビオトープを推進する。	原案どおり(個別施策での検討)	ご意見のとおり、公園や河川などの地域の資源や環境教育・学習施設とともに、環境に配慮した学校施設についても、環境教育・学習の場となります。そのため、60頁に記載のとおり、環境に配慮した学校施設などの整備を推進し、学びの場や教材として活用促進していきます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。

福岡市環境教育・学習計画(第三次)原案に係る市民意見募集の結果について

別添

No.	ページ	意見対象項目	意見の概要	意見への対応(案)	意見に対する考え方(案)
115	84	第5章-2 成果指標	成果目標で「ゴミのリサイクル率」は80%に(分別回収をもっと多く進めてほしい)、「自然保護活動への参加」は80%に(多くの人が自然を大切にするように)設定が必要だと思う。(2通)	原案どおり	本計画は、環境教育・学習を推進することにより、「福岡市環境基本計画(第三次)」が掲げるめざすまちの姿の実現を目指すものであることから、「ごみのリサイクル率」をはじめとする83頁に記載の成果指標につきましては福岡市環境基本計画(第三次)に掲載している成果指標から抜粋したものです。 また、「自然保護活動」への参加状況をはじめとする84頁に記載の成果指標につきましては、市民アンケートの調査結果に基づき目標値を設定しています。 ご意見のとおり、着実に取組みを推進するため施策を実施するとともに、状況に応じて目標値についても適宜見直してまいります。
116					
117	84	第5章-2 成果指標	「成果目標」は、市民生活に直結したゴミ問題、水問題などは取り組み次第でもっと達成できると思われる。自然の破壊がこれ以上進まないことが前提で、自然保護活動への参加については80%であるように設定すべき。	原案どおり	本計画は、環境教育・学習を推進することにより、「福岡市環境基本計画(第三次)」が掲げるめざすまちの姿の実現をめざすものであることから、「ごみのリサイクル率」をはじめとする83頁に記載の成果指標につきましては福岡市環境基本計画(第三次)に掲載している成果指標から抜粋したものです。 また、「自然保護活動」への参加状況をはじめとする84頁に記載の成果指標につきましては、市民アンケートの調査結果に基づき目標値を設定しています。 ご意見のとおり、着実に取組みを推進するため施策を実施するとともに、状況に応じて目標値についても適宜見直してまいります。